

《定額給付金》
《子育て応援特別手当》

申請受付が
始まります!

このページは折り込みの裏面になります。
本紙から抜き取ってご覧ください。

●市からの問合せについて

- 定額給付金、子育て応援特別手当の給付を装った詐欺や個人情報情報の搾取にはくれぐれもご注意ください。
- 豊田市では定額給付金・子育て応援特別手当について、世帯構成や銀行口座の番号などの情報を電話で照会することはありません。

※不審な電話がかかってきた場合は、すぐに警察へご連絡ください。

●その他注意事項

- 申請期限までに申請が行われなかった場合、定額給付金及び子育て応援特別手当の受給を辞退したものとみなします。
- 申請書の不備による振込不能等が原因で、給付ができなかった場合、市が確認等を行った上でなお必要な修正ができなかったときは、申請は取り下げられたものとみなします。
- 偽りその他不正の手段により定額給付金及び子育て応援特別手当の給付を受けた者があるときは、既に給付を受けた定額給付金及び子育て応援特別手当の返還を求めるとします。
- 定額給付金及び子育て応援特別手当の給付を受ける権利は、譲り渡し又は担保に供することはできません。



問合せ先

定額給付金・子育て応援特別手当に関するお問い合わせは

豊田市役所
定額給付金推進室

電話(0565)37-1192
(ミナ イキユウ)

外国人の皆様へ

定額給付金・子育て応援特別手当の申請受付が始まります
(英語・ポルトガル語)

To all Foreign Residents
Prezados srs. estrangeiros,

Applications for the Cash Hand-out Program and the Child-Raising Special Allowance

Início da concessão do Bônus ao Morador e do Prêmio Especial de Apoio Familiar

Based on the Central Government's economic stimulus and family support plan, this municipal office will start to receive applications for the cash hand-out program and the child-raising special bonus.

Informamos que, conforme o Plano de Estímulo Econômico e Apoio Familiar do Governo Central, os procedimentos de recebimento do Bônus ao Morador e do Prêmio Especial de Apoio Familiar serão iniciados.

■Cash Hand-out Program ■Bônus ao Morador

○Beneficiaries ○Beneficiários

Residents registered in this municipality on February 1, 2009. The reference date is February 1, 2009. Foreign residents registered in this municipality on this date are entitled to receive the benefit. (However, foreign residents without proper visa or people holding tourist visa are not eligible).

Moradores registrados na cidade em 1º de fevereiro de 2009 (estrangeiros sem visto ou com visto de turista não serão beneficiados).

○Value ○Valor

¥12,000 per person. However, 65 years old and older people (born before February 2, 1944) and children below 18 years old (born after February 2, 1990) will receive ¥20,000.

¥12.000 por pessoa. Idosos nascidos antes de 2 de fevereiro de 1944 e crianças nascidas depois de 2 de fevereiro de 1990 receberão ¥20.000.

■Child-Raising Special Bonus ■Prêmio Especial de Apoio Familiar

○Beneficiaries and eligibility for application ○Beneficiários

This special bonus will be given to the second child and subsequent babies that were born between April 2, 2002 and April 1, 2005.

The application should be submitted by householder.

Famílias com mais de 2 filhos cujo(a) segundo(a) filho(a) (ou posterior) tenha nascido entre 2 de abril de 2002 a 1º de abril de 2005.

O pedido deve ser feito pelo(a) chefe da família.

○Value ○Valor

¥36,000 per child that are within the eligible age range mentioned above.

¥36.000 por criança na faixa etária determinada.

■Application ■Despacho dos formulários

The application form and information pamphlet will be sent to eligible families from April 1st by post. For more details, please check the informative pamphlet.

Os formulários serão despachados a partir de abril. Leia atentamente os avisos inclusos no envelope para maiores informações.

■Information ■Informações

Toyota City Supplementary Income Payments Promotion Office

Call Center : 0565-37-1192 (from April 1st to September 30th)

Sala de Promoção do Bônus ao Morador

Central de Atendimento tel : 0565-371192 (de 1º de abril a 30 de setembro)

《定額給付金》《子育て応援特別手当》

申請受付が
始まります!

政府の経済対策・生活支援を目的として実施される、
定額給付金・子育て応援特別手当の申請受付を開始します。

▶ 定額給付金

目的

景気後退下での住民の不安に対処するため、住民への生活支援を行い、あわせて、住民に広く給付することにより、地域の経済に資することを目的としています。

▶ 子育て応援特別手当

目的

多子世帯の幼児教育期の負担に配慮する観点から、今回限りの緊急措置として、幼児教育期の第2子以降の子どもを対象に給付し、子育てを行う家庭における生活安心の確保につなげることを目的としています。

※詳しくは2~3ページをご覧ください。

定額給付金

対象世帯へは平成21年4月1日以降に、申請案内と申請書が郵送されます。

申請方法はこちら

●給付額

19歳以上～ 64歳以下	※1人につき 12,000円
65歳以上 ※生年月日が 昭和19年2月2日以前	※1人につき 20,000円
18歳以下 ※生年月日が 平成2年2月2日以降	

●給付対象者及び申請・受給者

- 給付対象者
基準日(平成21年2月1日)において、①または②のいずれかに該当する人
①住民基本台帳に記録されている人
②外国人登録原票に登録されている人(不法滞在者及び短期滞在者は対象外となります。)
- 申請・受給者
給付対象者の属する世帯の世帯主(外国人については、各給付対象者)。

子育て応援特別手当

対象となる可能性がある世帯へは平成21年4月1日以降に、申請案内と申請書が郵送されます。

申請方法はこちら

●給付額

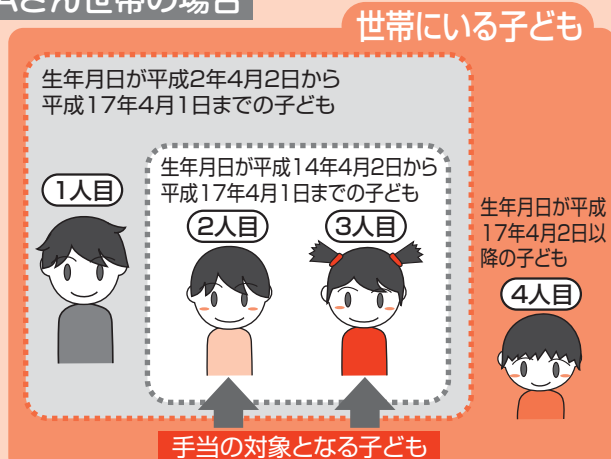
給付対象者	※1人につき 36,000円
-------	--------------------------

●給付対象者及び申請・受給者

- 給付対象者
平成20年度において小学校就学前3年間に該当する子ども(生年月日が平成14年4月2日から平成17年4月1日までの子ども)であって、第2子以降の子ども。
※第2子の判定は18歳以下の子ども(生年月日が平成2年4月2日以降)の中から年齢順に第1子、第2子と数えていくこととなります。
※対象となる子どもと第1子が別居している(住民基本台帳において、同世帯であることが確認できない)ときは、同じ人に扶養されていることを確認するため、【申請の際に子ども全員の健康保険証の写し等】の添付が必要となります。
- 申請・受給者
給付対象者の属する世帯の世帯主

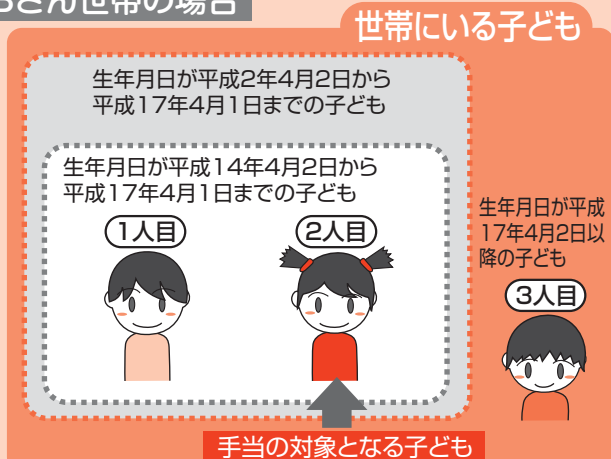
給付例

Aさん世帯の場合



Aさんへの子育て応援特別手当 3.6万円×2人= 7.2万円

Bさん世帯の場合



Bさんへの子育て応援特別手当 3.6万円×1人= 3.6万円

申請方法

定額給付金 / 子育て応援特別手当

対象世帯へは平成21年4月1日以降に、申請案内と申請書が郵送されます。

郵送申請方式

窓口申請方式

申請に必要なもの

- 1 申請書 ※必要事項を記入したもの
- 2 本人確認書類の写し ※住民基本台帳カード / 運転免許証 / 旅券 / 保険証など
- 3 通帳の写し ※金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かるページ
(子育て応援特別手当申請者のみ)
- 4 ※対象となる子どもと第1子が別居している場合のみ、**子ども全員の健康保険証の写し等が必要です。**

申請に必要なものを返信用封筒に入れて、郵送してください

申請に必要なものを持参し、窓口で申請してください

《窓口申請の場所と日時》

《日時》平成21年4月1日(水)～平成21年5月29日(金)
月曜日～金曜日 / 8:30～17:15(祝祭日は除く)

《場所》豊田市役所 南庁舎 1階ロビー
旭支所・足助支所・稲武支所・小原支所・上郷支所・猿投支所・下山支所・高岡支所・高橋支所・藤岡支所・松平支所

《日時》平成21年6月1日(月)～平成21年10月1日(木)
月曜日～金曜日 / 8:30～17:15(祝祭日は除く)

《場所》豊田市役所 環境センター 3階 定額給付金推進室

指定の口座への振込みにより給付します

※ただし、やむを得ない理由で口座振込ができない方に関しては、申請の際その旨を記入してください。個別に案内通知を送付いたします。(本人の希望による現金給付はできません。) ※4月下旬から順次、振込みを開始します

【申請期限】

平成21年10月1日(木)まで

郵送の場合は必着

※申請期間内に申請をされませんと、給付を受けることができなくなりますのでご注意ください。